

地域生活支援拠点等に係る加算について

令和 7 年 3 月

地域生活支援拠点等とは

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を、地域の実情に応じて整備するもの。

以下 5 つの機能を主な柱としている。

機能	具体的な内容	対象となる加算
相談機能の強化	緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に必要な相談支援を行う。	・ 地域生活支援拠点等相談強化加算
緊急時の受入れ・対応の機能の強化	短期入所等を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病等の緊急時に短期入所等の施設受入や医療機関への連絡等の必要な対応を行う。	・ 緊急時対応加算 ・ 緊急時支援加算 ・ 緊急短期入所受入加算 ・ 緊急時受入加算
体験の機会・場の機能の強化	病院、施設からの地域移行や親元からの自立等にあたって、グループホーム等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する。	・ 体験利用支援加算 ・ 地域移行推進加算
専門的人材の確保・養成の機能の強化	医療的ケアが必要な方や行動障害を有する方に対して、専門的な対応ができる体制の確保や人材の育成を行う。	
地域の体制づくりの機能の強化	地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う。	・ 地域体制強化共同支援加算 ・ 地域生活支援拠点等機能強化加算

府中市における地域生活支援拠点等

国が示す整備手法には 2 種類あり、多機能拠点整備型（必要な機能を特定の施設に集約）と面的整備型（複数の機関が分担して機能を担う）があるが、府中市では面的整備型を採用し、既存のあらゆる社会資源をつなぐネットワークを強化し、各機関で役割を担う体制を整備する。

地域生活支援拠点等（以下「拠点等」という。）を推進していくには、既存の社会資源との協力が不可欠であり、市が拠点等として位置付けた事業所にはその役割を評価する加算が創設されている。

なお、拠点の機能を担う事業所については、運営規定に拠点等の機能を担う事業所として各種機能を実施することを規定し、当該事業所であることを市町村に届け出た上で、市町村が当該事業所として認めることを要する。（H30.3 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 地域生活支援拠点等について【初版】より抜粋）

府中市では、令和3年4月以降、拠点等としての位置づけを希望する事業所に対して、事前に届出書等の提出を求める。また年度ごとの更新を毎年1月から3月頃にかけて行う。

また、位置付ける事業所は市内事業所を想定している。特定相談支援事業所で市民を受け入れているが、指定権者の自治体が市外である場合には、状況に応じて判断する。

手続きの流れ

事業所は拠点の機能を担う事業所として各種機能を実施することを市に届出る。

① 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所としての届出書



市は内容を確認し、基準を満たしている事業所に対して、受理した届出書に登録期間等を記し、写し（以下「処理済み届出書」という。）のを送付する。（原本は市で保管する）



事業所は運営規定に拠点の機能を担う事業所として各種機能を実施することを規定する。



事業所は運営規程の変更日から10日以内に次の書類を市に提出する。（計画相談事業所以外は②～⑥は東京都へ提出する）

② 処理済みの届出書（写し）

③ （運営規定の）変更届出書

④ 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書

⑤ 障害児（通所・入所）給付費算定に係る体制等に関する届出書

⑥ 体制等状況一覧表

⑦ 変更後の運営規定（写し）



年度ごとの更新を必要とし、各事業所には毎年1月から3月頃に上記の手続きを行い、市は3月末までに処理済みの届出書を送付する。

各種加算について

▶相談機能の強化

《地域生活支援拠点等相談強化加算》 700単位/回

1. 内容

相談支援事業所の相談支援専門員が、緊急の事態が生じた利用者等に対し、その要請に基づき、速やかに指定短期入所事業所に対して必要な情報の提供及び利用に関する調整を行った場合、利用者1人につき1月に4回を限度に算定できる。

2. 対象サービス

計画相談支援、障害児相談支援

3. 基準

- (1) 指定特定相談事業所連絡会に年間半数以上出席していること。
- (2) 利用者等からの要請に基づき、速やかに必要な情報の提供及びサービス利用の調整を行う体制にあること。
- (3) 事業所として支援に係るスキルの向上に意欲的に取り組んでいること。（計画的な研修の受講等）

▶緊急時の受け入れ・対応の機能の強化

《緊急時対応加算》 地域生活支援拠点等の場合…プラス50単位/回

1. 内容

利用者等からの要請に基づき、居宅介護事業所等のサービス提供責任者が居宅介護計画の変更を行い、計画にはない介護等を緊急に行った場合に当たっては、利用者1人につき1月に2回を限度に100単位を算定できる。拠点等に登録しており、かつ連携担当者を1名以上配置している場合は更に50単位を上乗せできる。

2. 対象サービス

居宅介護サービス（身体介護、通院等介助（身体介護を伴う）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）

3. 基準

- (1) 利用者等からの要請を受けてから24時間以内に支援できる体制にある。
- (2) 事業所として支援に係るスキルの向上に意欲的に取り組んでいること。（計画的な研修の受講等）

- ③ 市町村及び拠点関係機関との連絡担当者を 1 名以上配置している。
- ④ 年に 2 回開催される拠点連絡会に参加する。

《緊急時支援加算》 地域生活支援拠点等の場合…プラス 50 単位/回

1. 内容

- ①緊急時に利用者等からの要請に基づき、深夜に速やかに利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在等による支援を行った場合、1 日につき緊急時支援加算（Ⅰ）の 711 単位を算定できる。拠点等に登録しており、かつ連携担当を 1 名以上配置している場合は更に 50 単位を上乗せできる。
- ②緊急時に利用者等からの要請に基づき、深夜に電話による相談支援を行った場合、1 日につき緊急時支援加算（Ⅱ）の 94 単位を算定できる。ただし、緊急支援加算（Ⅰ）を算定している場合は加算しない。拠点等に登録しており、かつ連携担当を 1 名以上配置している場合は更に 50 単位を上乗せできる。
- ③緊急時に利用者等からの要請に基づき、利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在等による支援を行った場合、1 日につき緊急時支援加算（Ⅰ）の 734 単位を算定できる。拠点等に登録しており、かつ連携担当を 1 名以上配置している場合は更に 50 単位を上乗せできる。
- ④緊急時に利用者等からの要請に基づき深夜に電話による相談支援を行った場合、1 日につき緊急時支援加算（Ⅱ）の 98 単位を算定できる。ただし、緊急支援加算（Ⅰ）を算定している場合は加算しない。

2. 対象サービス

- ①、②自立生活援助
- ③、④地域定着支援

3. 基準

- ①緊急時の要請に基づき、速やかに訪問等の支援できる体制にある。
- ②事業所として支援に係るスキルの向上に意欲的に取り組んでいること。（計画的な研修の受講等）
- ③市町村及び拠点関係機関との連絡担当者を 1 名以上配置している。
- ④年に 2 回開催される拠点連絡会に参加する。

《短期入所事業所が地域生活支援拠点等の場合の加算》

1. 内容

- ①拠点等である短期入所施設が利用者を受け入れた場合、緊急時に限らず、利用者全員について、利用を開始した日に 100 単位を算定できる。

②連携担当者を1名以上配置しており、かつ医療的ケア児、重症心身障害児または強度行動障害の者を支援した場合には更に200単位を加算できる。

2. 対象サービス

短期入所

3. 基準

- (1) 枠の空きがあれば、当日の相談であっても支援できる体制にある。
- (2) 利用実績のない利用者に対しても支援できる体制にある。(強度行動障害や医療的ケア等は要相談としても差し支えない)
- (3) 土日・祝日も受け入れできる体制にある。
- (4) 事業所として支援に係るスキルの向上に意欲的に取り組んでいること。(計画的な研修の受講等)
- (5) 市町村及び拠点関係機関との連絡担当者を1名以上配置している。
- (6) 年に2回開催される拠点連絡会に参加する。

《緊急時受入加算》 100単位/日

1. 内容

緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援を行ったときに、1日につき所定単位数を加算。

2. 対象サービス

生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型

3. 基準

- (1) 当該事業所の利用者について、緊急時の要請に基づき、日中の支援に引き続き夜間も支援できる体制にある。
- (2) 当該事業所に滞在するために必要な就寝設備を有している。
- (3) 夜間の時間帯を通じて1人以上の職員が配置されている。
- (4) 事業所として支援に係るスキルの向上に意欲的に取り組んでいること。(計画的な研修の受講等)
- (5) 市町村及び拠点関係機関との連絡担当者を1名以上配置している。
- (6) 年に2回開催される拠点連絡会に参加する。

▶体験の機会・場の機能の強化

《体験利用支援加算・体験利用加算》拠点等の場合…プラス 50 単位/回

1. 内容

- ①体験的な利用支援を行った場合に、15 日以内に限り 1 日につき体験利用支援加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）に更に 50 単位を上乗せできる。
- ②体験利用加算：（391/451）体験的な利用支援を行った場合に、15 日以内に限り 1 日につき更に 50 単位を上乗せできる。

2. 対象サービス

- ①日中系サービス（生活介護、機能訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型）
- ②地域移行支援

3. 基準

- (1) 体験的な支援に係る関係機関との適切な連絡調整・相談援助等ができる体制にある。
- (2) 事業所として支援に係るスキルの向上に意欲的に取り組んでいること。（計画的な研修の受講等）
- (3) 市町村及び拠点関係機関との連絡担当者を 1 名以上配置している。
- (4) 年に 2 回開催される拠点連絡会に参加する。

《地域移行促進加算》120 単位/日

1. 内容

（Ⅰ）施設利用者が指定地域移行支援の体験的な宿泊支援を利用する場合において、施設従事者が地域移行支援事業所との連絡調整その他の相談援助を行った場合に 120 単位を算定できる。

（Ⅱ）施設利用者の地域移行に向けた支援（宿泊を伴わないもの）を実施した場合に 60 単位算定できる。（1 月につき 3 回まで）

2. 対象サービス

施設入所支援

3. 基準

- (1) 体験的な支援に係る関係機関との適切な連絡調整・相談援助等ができる体制にある。
- (2) 事業所として支援に係るスキルの向上に意欲的に取り組んでいること。（計画的な研修の

受講等)

- (3) 市町村及び拠点関係機関との連絡担当者を 1 名以上配置している。
- (4) 年に 2 回開催される拠点連絡会に参加する。

▶地域の体制づくりの機能の強化

《地域体制強化共同支援加算》 2000 単位/回

1. 内容

相談支援事業所の相談支援専門員が、支援困難事例等についての課題検討を通じ、情報共有等を行い、他の福祉サービス等事業者と 3 者以上で共同で対応し、自立支援協議会に報告した場合に算定できる。(利用者 1 人につき月 1 回を限度とする。)

2. 対象サービス

計画相談支援給付費、障害児相談支援給付費

3. 基準

- (1) 指定特定相談事業所連絡会に年間半数以上出席していること。
- (2) 事業所として支援に係るスキルの向上に意欲的に取り組んでいること。(計画的な研修の受講等)
- (3) 地域体制強化共同支援記録書を作成し、適切に保管すること。
- (4) 市町村及び拠点関係機関との連絡担当者を 1 名以上配置している。
- (5) 年に 2 回開催される拠点連絡会に参加する。
- (6) 協議会へ参画している。

《地域生活支援拠点等機能強化加算》

1. 内容 (P325/451)

計画相談支援及び障害児相談支援(機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)または(Ⅱ))と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援の全てのサービスを一体的に運営しており、拠点等に登録されている事業所であり、かつ拠点コーディネーターを常勤で 1 名以上配置している場合に 500 単位加算。(1 月に 100 回まで)

2. 対象サービス

計画相談支援給付費、障害児相談支援給付費、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援

3. 基準

機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）または（Ⅱ）が算定できること。

拠点コーディネーターがいること。

- (1) 指定特定相談事業所連絡会に年間半数以上出席していること。
- (2) 事業所として支援に係るスキルの向上に意欲的に取り組んでいること。（計画的な研修の受講等）
- (4) 市町村及び拠点関係機関との連絡担当者を1名以上配置している。
- (5) 年に2回開催される拠点連絡会に参加する。

4. 報告までの流れ

- ① 相談支援員は、支援困難ケースについて、指定特定相談事業所連絡会の事例検討を通して、支援方針等の助言を得る。



- ② 事例検討で得た助言を参考にしながら、他のサービス提供事業所などと連携し、必要な支援を提供する。（提供しようとしたが、できなかった場合も含む。）



- ③ ①、②を経た上で、当該支援困難ケースに係る課題等の整理を行い、所定の報告書に記録する。



- ④ ③で記録した事例について、次回の指定特定相談事業所連絡会で事例発表する。



- ⑤ 同報告書をもとに自立支援協議会で報告する。

※他のサービス支援関係者が支援等を行うにあたり要した費用については、加算を算定する相談支援事業所が負担することが望ましい。

※③で記録した文書は5年間保存する。